

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明【学生・子ども総合保険（子ども総合保険）】

学生・子ども総合保険（子ども総合保険）の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

## ■基本構成（普通保険約款）の補償内容

### 補償重複マークがある条項をセットされる場合のご注意

**補償重複**マークがある条項をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がございますのでご注意ください。

1. 基本構成（普通保険約款）は次のとおり、条項により補償範囲を定めています。

### (1) 傷害条項

①被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

下記以外の場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ b. 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ
「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内侧）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

②被保険者は保険証券の被保険者欄に記載された方となります（(2) 育英費用条項についても同じになります）。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

### (2) 育英費用条項

扶養者（被保険者を扶養する保険証券の扶養者欄に記載された方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによる死亡などで、被保険者が扶養されなくなることによる損失に対して保険金をお支払いします。

### (3) 賠償責任条項

①被保険者が偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

②被保険者は次の方となります。なお、ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。

- ご本人（保険証券の被保険者欄に記載された方）
- ご本人の親権者およびその他の法定監督義務者
- ご本人の配偶者※1
- ご本人、ご本人の親権者またはご本人の配偶者※1と同居の「ご本人またはその配偶者※1の親族※2」
- ご本人、ご本人の親権者またはご本人の配偶者※1と別居の「ご本人またはその配偶者※1の未婚※3の子」
- 上記 a. から e. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。

(注) 「本人のみ補償特約（賠償責任条項用）」がセットされた場合、被保険者はご本人のみとなります。ただし、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

2. 基本構成（普通保険約款）の補償内容は次のとおりです。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは自動車または原動機付自転車をいいます。

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	死亡保険金 ※「死亡保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<b>死亡・後遺障害保険金額の全額</b> ※ 保険期間中に（長期契約の場合は各契約年度ごとに）、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ○ 「自転車搭乗中等のみ補償特約」以外の場合 ① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			となります。	
	後遺障害保険金	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>&lt;後遺障害保険金の追加支払&gt; 後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存している場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ(長期契約の場合は各契約年度ごとに)、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。</p> <p>お支払いした後遺障害保険金の額 × 保険証券記載の後遺障害追加支払倍数</p>	<p>間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>○「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>※ テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※1</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※2</p> <p>※1 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※2 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>○「自転車搭乗中等のみ補償特約」「交通事故危険のみ補償特約」以外の場合</p> <p>①被保険者が山岳登山(ピッケル、</p>
	入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合</p>	<p>入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p> <p>※ 「入院保険金および手術保険金支払日数延長(1,000日)特約」がセットされた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院を対象とし、1事故につき、1,000日が限度となります。</p>	
	手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>※「手術保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創傷処理</li> <li>皮膚切開術</li> <li>デブリードマン</li> <li>骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>抜歯手術</li> <li>歯科診療固有の診療行為</li> </ul> <p>②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。</p> <p>※ 「入院保険金および手術保険金支払日数延長(1,000日)特約」がセットされた場合、事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に被保険者が手術を受けたときに保険金をお支払いします。</p>	<p>①入院中に受けた手術</p> <p>入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p>入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、1回の手術に限り、なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p>	

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p><b>通院保険金日額</b> × <b>通院日数</b></p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>※ 「通院保険金対象期間延長(1,000日)特約」がセットされた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。</p>	<p>アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等、モーターボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。</p> <p>○ 「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合</p> <p>① 自転車をういて競技等(*)をしている間(下記③に該当しない「自転車をういて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます)</p> <p>② 自転車をういて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間(下記③に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、自転車をを使用している間」を除きます)</p> <p>③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車をういて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。</p> <p>○ 「交通事故危険のみ補償特約」の場合</p> <p>① 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間(ウ.に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間(ウ.に該当しない「道</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務（養成所の職員・生徒である場合を含みます）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として、交通乗用具への荷物などの積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<b>育英費用条項</b>  <b>補償重複</b>	<b>育英費用保険金</b>	<p>扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損失を被った場合</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合</p> <p>③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合</p> <p>ア. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>イ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>育英費用保険金額の全額</b></p> <p>※ 育英費用保険金をお支払いした場合、育英費用条項は失効します。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約の</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 扶養者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 扶養者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			うち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	<p>な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※3</p> <p>(2) 保険金をお支払いする場合に該当した時に扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損失に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
賠償責任条項 <b>補償重複</b>	賠償責任保険金 (賠償責任条項の一部変更に関する特約セット)	<p>被保険者が、次の①または②のいずれかの事由によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①「日本国内外において発生した次のア. またはイ. の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊」、または「日本国内において発生した次のア. またはイ. の事故による電車等(*1)の運行不能」</p> <p>ア. 被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の不動産および不動産を含みます)(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1) 電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等を含みません。</p> <p>(*2) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p> <p>②補償対象受託物の損壊、紛失または盗難。ただし、その補償対象受託物が次のア. またはイ. に掲げる間に損壊もしくは紛失した場合、または盗難にあった場合に限り、</p> <p>ア. 補償対象受託物が、被保険者の居住する住宅(*3)内に保管されている間</p> <p>イ. 補償対象受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅(*3)外で管理されている間</p> <p>(*3) 住宅とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。</p> <p>&lt;補償対象受託物に該当しない主なもの&gt;</p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>②貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>免責金額(*)(0円)</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*3) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの滅失または破損については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>※ 被保険者が被害にあった補償対象受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、その受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務※2遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の職務※2の用に供される不動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※3に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」②に該当する場合を除きます)</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生した補償対象受託物の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持た</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 ⑦建物（付属設備を含みます） ⑧門、塀または物置等の付属建物など	1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	ないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③被保険者に引き渡される以前から補償対象受託物に存在した欠陥 ④差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑤補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的・機械的事故 ⑦自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑧風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によって発生した補償対象受託物の損壊 (4) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①補償対象受託物が、その補償対象受託物を被保険者に委託した方に引き渡された後に発見された補償対象受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ②直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその補償対象受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） ③補償対象受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。 ※3 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

## ■補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の加害行為（警察への届出が必要です）」または「ひき逃げ（加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます）」によって被保険者がケガを被った場合、傷害条項の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。
自転車搭乗中等の傷害追加支払特約	被保険者が次のいずれかの事故によってケガを被った場合、傷害条項の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。 ①被保険者が自転車に搭乗している間において発生した急激かつ偶然な外来の事故 ②被保険者が自転車に搭乗していない間において発生した運行中の自転車との衝突、接触等の交通事故
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害条項の保険金をお支払いする特約です。

## ■特定感染症に関する特約の補償内容

被保険者は保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<b>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</b> ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合  ※ 発病の日から180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。  <後遺障害保険金の追加支払> 特定感染症に関する後遺障害保険金をお支払いし、かつ、発病の日からその日を含めて180日経過後も生存している場合	$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合 (4\%~100\%)}}$ ※ 傷害条項またはこの特約の後遺障害保険金をお支払いしている場合、死亡・後遺障害保険金額からその額(*)を差し引いた額が限度となります。 (* ) 長期契約の場合は、その契約年度にお支払いした額となります。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害条項により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約を含みません)に対しては、保険金をお支払いできません。  など ※ テロ行為によって発生したものに 대해서는 自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院した場合	$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、通院した場合  ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(注)

(注)指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。

2023年3月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフスです。

## ■疾病に関する特約の補償内容

被保険者は保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<b>疾病補償基本特約</b>	疾病入院保険金	病気の発病により、その直接の結果として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合  ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。  ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については、保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (3) 次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害および
	疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず、入院中に受けた手術	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合									
		<p>を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創傷処理</li> <li>皮膚切開術</li> <li>デブリードマン</li> <li>骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>抜歯手術</li> <li>歯科診療固有の診療行為</li> </ul> <p>②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>②上記①以外の手術</p> <p><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> <p>※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</li> <li>1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。</li> </ul> <p>(*) 体外衝撃波胆石破砕術の例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">○手術</td> <td style="text-align: center;">×手術</td> <td style="text-align: center;">○手術</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月1日</td> <td style="text-align: center;">10月10日</td> <td style="text-align: center;">10月25日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。</li> <li>10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。</li> </ul>	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	<p>それを原因として発病した病気</p> <p>②被保険者の妊娠または出産※3</p> <p>(4)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※4に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超える契約の場合は2年となります)以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生したものに 대해서는 自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」等の対象となるべき期間に対しては、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
○手術	×手術	○手術											
▼	▼	▼											
10月1日	10月10日	10月25日											
放射線治療保険金		<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為</p> <p>②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。</li> <li>保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。</li> </ul>										



特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	疾病通院保険金	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p>	<p><b>疾病通院保険金日額</b> × <b>通院日数</b></p> <p>※ 1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。  
放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

## ■その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

### 補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

**補償重複**マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。
  - 被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の方となります。ただし、「救済者費用等補償（入院ワイド型）特約」の被保険者は、保険契約者、救済対象者※1および救済対象者※1の親族※2となります。
    - ※1 救済対象者とは、保険証券の被保険者欄に記載の方をいいます。
    - ※2 親族とは、配偶者（\*）、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- （\*）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約  <b>補償重複</b>  ※「新価値特約（携行品損害補償特約用）」が自動セットされます。	携行品損害保険金	<p>被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合</p> <p>&lt;補償対象外となる主な携行品&gt;</p> <p>①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。</p> <p>②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物</p> <p>③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。</p> <p>④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品</p> <p>⑤自転車、ハングライダー、パ</p>	<p><b>損害の額（*1）</b> - <b>免責金額（*2）</b> (3,000円)</p> <p>（*1）損害の額とは、次の額をいいます。</p> <p>①下記②、③以外の携行品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（*3）をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（*4）とし、再調達価額（*3）を限度とします。</p> <p>②貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他美術品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（*4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。</p> <p><b>修理費</b> - <b>修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額</b></p> <p>- <b>修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額</b></p> <p>③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用（*4）</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者と同居する親族※1の故意</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑧差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑨携行品の欠陥</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		ラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	(*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (*3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は各契約年度ごとに）、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑩携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑪携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑫偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑬携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑭携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
生活用動産補償(実損補償型)特約 <b>補償重複</b> ※「新価保険特約(生活用動産補償特約用)」が自動セットされます。	生活用動産補償保険金	日本国内における偶然な事故により、生活用動産に損害が発生した場合 ※ 生活用動産とは、被保険者が所有する生活の用に通常必要な動産をいいます。 <補償対象外となる主な生活用動産> ①被保険者の親族(*)が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産 ②通貨、有価証券、預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、印紙、切手その他これらに類する物 ③定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、クーポン券、航空券、旅券その他これらに類する物	<b>損害の額(*1) - 免責金額(*2)</b> (*1) 損害の額とは、次の額をいいます。 ①生活用動産の損傷を修理できない場合は、生活用動産の再調達価額(*3)をいいます。 ②生活用動産の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(*4)とし、再調達価額(*3)を限度とします。 (*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。盗難の場合は3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合は0円、それ以外の場合は1万円となります。 (*3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における生活用動産と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 1回の事故につき、保険金額を限度とし、保険金額が再調達価額を超え	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族の故意 ③差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ④生活用動産の欠陥 ⑤生活用動産の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑥生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、生活用動産ごとにその生活用動産が有する機能の喪失または低

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>④稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。</p> <p>⑤貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（とう）、彫刻物その他これらに類する美術品</p> <p>⑥眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに類する物</p> <p>⑦ハンングライダー、ウインドサーフィン、パラセーリング、アクアラングその他これらに類する物</p> <p>⑧船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、自動車等およびこれらの付属品</p> <p>⑨動物および植物</p> <p>⑩テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物</p> <p>⑪航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</p> <p>⑫パラグライダー、サーフボード、ラジコン模型およびこれらの付属品</p> <p>⑬補聴器</p> <p>⑭携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>など</p> <p>(*) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p>	<p>る場合は、再調達価額を限度とします。</p> <p>※ 生活用動産が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>下を伴わないもの</p> <p>⑦偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑧生活用動産に対する修理・調整の作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑨詐欺・横領</p> <p>⑩生活用動産の置き忘れまたは紛失</p> <p>⑪台風、暴風、洪水等の風水災。ただし、火災により発生した損害を含みません。</p> <p>⑫戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>⑬地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑭核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>など</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>
<p>学業費用補償特約</p> <p>補償重視</p>	<p>学資費用保険金</p>	<p>扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損害を被った場合</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合</p> <p>③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合</p> <p>ア. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>イ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>※ 扶養者は、被保険者を扶養する方で保険証券の扶養者欄に記載された方となります。</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p>	<p><b>学資費用の額</b></p> <p>&lt;学資費用&gt;</p> <p>被保険者が在学・進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等の費用をいいます。</p> <p>※ 学業費用支払対象期間中のそれぞれの支払年度について、学資費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦扶養者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらに</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	進学費用保険金		<p>(※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p> <p><b>進学費用の額</b></p> <p>&lt;進学費用&gt; 被保険者が進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用(入学金・納付が義務付けられている寄付金等)をいいます。</p> <p>※ 学業費用支払対象期間を通じて進学費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、費用の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。</li> </ul> <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>	<p>よる津波※2</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※3</p> <p>(2) 保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していないときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
<p>疾病による学業費用補償特約</p> <p><b>補償重視</b></p>	<p>疾病学資費用保険金</p>	<p>扶養者が病気を発病し、その病気により死亡し、被保険者が扶養されなくなったことによる損害を被った場合</p> <p>※ 扶養者は、被保険者を扶養する保険証券の扶養者欄に記載された方となります。</p>	<p><b>学資費用の額</b></p> <p>&lt;学資費用&gt; 被保険者が在学・進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等の費用をいいます。</p> <p>※ 学業費用支払対象期間中のそれぞれの支払年度について、疾病学資費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、費用の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。</li> </ul> <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発病した扶養者の病気による損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③扶養者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を含みません。</p> <p>④扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 「学業費用補償特約」により保険金をお支払いすべきケガに起因する病気による損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(3) 保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していないときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した扶養者の病気については保険金をお支払いできません。※2</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	疾病進学費用保険金		<p>そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p> <p><b>進学費用の額</b></p> <p>&lt;進学費用&gt; 被保険者が進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用(入学金・納付が義務付けられている寄付金等)をいいます。</p> <p>※ 学業費用支払対象期間を通じて疾病進学費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>	<p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となりません。</p> <p>※2 自動セットされる「保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)」により、扶養者が死亡の原因となった病气(医学上因果関係がある病气を含みます)を発病した時が、死亡した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年(長期契約の場合は2年)以前であるときは、保険金お支払いの対象となります。</p>
<p>救援者費用等補償(入院ワイド型)特約</p> <p><b>補償重複</b></p>	<p>救援者費用等</p>	<p>救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③救援対象者の居住する住宅(敷地を含みます)外において急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して3日以上入院した場合</p>	<p><b>救援者費用等の額</b></p> <p>&lt;救援者費用等&gt; 被保険者が負担した次の①から⑤に掲げる費用をいいます。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②現地へ赴く交通費(救援者2名分・1往復分限度)</p> <p>③宿泊料(救援者2名分・1名につき14日分限度)</p> <p>④救援対象者の移送・移転費用</p> <p>⑤諸雑費(日本国内3万円限度、国外20万円限度)</p> <p>※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません)をお支払いします。ただし、保険期間を通じ(長期契約の場合は各契約年度ごとに)、救援者費用等保険金額を限度とします。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合</li> </ul>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病气または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>は、この保険契約の支払責任額(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。</li> </ul> <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>①上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫救援対象者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※3</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※3 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
緊急費用補償特約 補償重複	緊急費用保険金	<p>特定親族が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者が葬儀に参列するために緊急に発生する費用を負担したことによって損害を被ったとき</p> <p>※ 特定親族とは、被保険者の父母および兄弟姉妹をいいます。</p>	<p><b>緊急費用保険金額の全額</b></p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、特定親族または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②特定親族の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③特定親族が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④特定親族の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤特定親族の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の特定親族に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦特定親族に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※2</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

**補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意**

**補償重複**マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は保険証券の被保険者欄に記載の方となります。  
 (注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。  
 (注) 借用住宅の賃借名義人が保険証券記載の被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を被保険者に含みます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 <b>補償重複</b>	借家人賠償責任保険金	<p>日本国内において被保険者が借用または使用する借用住宅が偶然な事故により損壊し、被保険者がその借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※ 借用住宅は、保険証券記載の被保険者住所に所在する建物または住戸室をいい、転居した場合、転居先の借用住宅をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者（借用住宅の貸主）に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>-</p> <p>免責金額(*) (0円)</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 被保険者が借用住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。</li> </ul> <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</li> <li>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</li> <li>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</li> <li>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>⑥ 借用住宅の欠陥による損壊</li> <li>⑦ 借用住宅の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</li> <li>⑧ 借用住宅のすり傷、かき傷等外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</li> </ol> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</li> <li>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に就事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</li> <li>⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> </ol>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>⑦被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任  ⑧航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカートを除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  ⑨罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任  ⑩借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任  ⑪被保険者と貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任  ⑫借用住宅が貸主に引き渡された後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任  ⑬被保険者の指図に起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。  ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>